

## 「扶養控除等異動申告書へのマイナンバー記載」に関する取扱いについて

国税庁ホームページの「社会保障・税番号制度<マイナンバー>FAQ」に所得税関係に関するFAQ掲載が掲載されました。

[https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/gensen\\_qa.htm](https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/gensen_qa.htm)

この中で、扶養控除等申告書の提出にあたり、一定の要件を満たす場合に、扶養控除等申告書へのマイナンバーの記載を省略できる等の取扱いが示されました。これにより、法令上、7年間の保存義務がある扶養控除等申告書を、「特定個人情報」とせずに保存できるようになります。

### 1. 「源泉所得税関係に関するFAQ」（要旨）

公表された「源泉所得税関係に関するFAQ」のうち、扶養控除等異動申告書に関連する部分の要旨は以下のとおりです。

FAQ	取扱い
Q1-9	<p>次の記載等により、扶養控除等申告書への従業員等のマイナンバーの記載をしなくても差し支えない。</p> <p>従業員が余白に「マイナンバーについては給与支払者に提供済みのマイナンバーと相違ない」旨を記載</p> <p>給与支払者が提供済みのマイナンバーを確認し、確認した旨を記載</p> <p>(注)1.給与支払者と従業員との合意が必要。 2.税務署長からの提出求めに応じ番号付記。 3.給与支払者は保有するマイナンバーとマイナンバーの記載が省略された者のマイナンバーは、適切かつ容易に紐付けられるよう管理しておく必要がある。</p> <p>(趣旨)給与支払者のマイナンバーに係る安全管理措置への対応の負担軽減を図るため。</p>
Q1-13	<p>扶養控除等申告書に従業員等のマイナンバーをプレ印字して従業員に交付し、従業員が確認して提出する方法も、従業員本人と給与支払者の間で了解されているのであれば可能。</p>

Q1-15	<p>給与支払者のマイナンバー又は法人番号については、税務署長から扶養控除等申告書の提出を求められるまでの間はマイナンバー又は法人番号の付記を行わなくても差し支えない。</p>
Q1-16	<p>給与支払者の法人番号については、利用制限もないことから、プレ印字して差し支えない。  (注)給与支払者のマイナンバーについては、マイナンバーの提供制限に抵触するため、扶養控除等申告書にプレ印字することはできない。</p>
Q1-17	<p>給与支払者は、従業員から、扶養控除等申告書を2枚(マイナンバーの記載のないものと、マイナンバーのみ記載したもの)に分けて提出を受けてもよい。</p>
Q1-23	<p>提出を受けた扶養控除等申告書はその原本を保存する必要があるが、記載事項の一部にマスキングをした場合、原本を保存しているとはいえないため、扶養控除等申告書のマイナンバー部分をマスキングした上で保存することはできない。</p>